

令和 2 年 10 月 5 日
食品監視安全課 HACCP 推進室
浦上 HACCP 推進室長
担当：奥藤（内線 2478）

総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認について（4，5，6 月分）

標記の件について、営業者より、改正前の食品衛生法第 13 条第 1 項^{※1}に基づく総合衛生管理製造過程を経て製造することについての承認申請があり、担当する各地方厚生局において審査したところ、承認基準に適合すると認められ、下記のとおり承認したのでお知らせします。

記

| 承認日 | 施設名及び所在地 | 品 目 | 厚生局 |
|----------|---|--|------|
| 5 月 20 日 | 株式会社 Kirala Kirala 富士山工場 山梨県南都留郡山中湖村山中字南中原 286 番地 17 | 清涼飲料水（ミネラルウォーター類） | 関東信越 |
| 5 月 28 日 | 株式会社ジェイエイビバレッジ佐賀 関東工場 栃木県下野市下石橋 561 番地 | 清涼飲料水（その他の清涼飲料水：果汁を殺菌後、乳酸菌を添加し、充填、密封し、10℃以下で流通させる飲料（pH4.0 未満）に限る。） ^{※2} | 関東信越 |

（参考） 総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認状況

| | 乳 | 乳製品 | 食肉製品 | 魚肉練り製品 | 容器包装詰加圧加熱殺菌食品 | 清涼飲料水 | 合 計 |
|-----|-----|-----|------|--------|---------------|-------|-----|
| 施設数 | 98 | 88 | 32 | 6 | 4 | 64 | 292 |
| 件数 | 139 | 123 | 46 | 7 | 4 | 105 | 424 |

（令和 2 年 6 月 30 日現在）

注 1） 承認施設として現在稼働している施設及び品目。

注 2） 複数の品目について承認を取得している施設は、1 施設として計上している。

※ 1 「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）により、令和 2 年 6 月 1 日をもって総合衛生管理製造過程承認制度（改正前の第 13 条及び 14 条）は廃止されましたが、それより前に承認・更新の手続きが完了したのものについては、その有効期間満了日までは従前のとおり取り扱います。

※ 2 改正前の食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく製造基準によらず製造される清涼飲料水。